

BIG BEN びーん

ロンドン日本クラブ会報

No.204
March
2013

「長州5」と 「Japan400」

今年は1863年に長州藩の5人がロンドン大学のUCLに留学してから150年になる。それを記念してUCLを中心に「日英学術交流150周年」の記念事業が行われる。また、今年は1613年に成立した日英2国間の外交、通商、文化の交流を記念する日英交易400年を記念する「Japan400」プロジェクトも行われる。日英交流の歴史は長いが、奇しくも江戸時代初期と末期の日本と英国の繋がりにハイライトが当たられ、この1年間各種日英交流記念行事がたくさん予定されている。

●長州5と薩摩19

幕末の1863年、攘夷論を展開する長州藩から伊藤博文、井上馨、山尾庸三、井上勝、遠藤謹助の5人がロンドンのUCL (University College of London) に留学した。この5人は帰国後近代日本の建設に貢献、伊藤は明治政府初代首相に、井上馨は外務・大蔵大臣を務め、山尾は東京大学工学部の基礎を作り、井上勝は鉄道建設の父と呼ばれ、遠藤は初代造幣局長に就任する等の活躍をした。

この長州からの5人の留学生を総称して「長州5 (five)」(長州五傑とも言う)と呼んでいる。



日英学術交流 150 周年ロゴマーク

写真探訪 Around London



Geffrye Museum

ロンドンのショーディッチにあるジェフリーミュージアムは1714年に建てられた救貧院 (Almshouse) だった建物だ。救貧院は長い歴史を有する貧しい人のための宿泊施設で、現在でも全英で2600カ所ほどあり、主に一人暮らしの老人が生活している。救貧院時代の各部屋だったところはそれぞれ展示室になっており、イギリスの一般的家庭の部屋が歴史順に再現されている。

(ジェフリーミュージアム 撮影: 加藤節雄)

翌々年の1865年には薩摩藩からも19人がUCLに留学（薩摩19）、それぞれに明治時代の日本近代化に貢献したため、UCLでは長州5にとどまらず、薩摩19も含めて、日英学術交流150周年という名のもとに記念事業を展開する。

ハイライトは7月2日にロンドン南部ブルックウッド墓地（留学途中で客死した日本人を埋葬）で行われる式典と7月3日にUCLで行われる記念式典になるが、「長州5」の映画上映、植樹、雅楽演奏等が予定されている。

150周年記念事業は、この他にもシンポジウム、セミナー、科学技術関連ワークショップ、展示会、コンサート、日本の

高校生のUCL訪問等、多彩な行事が予定されている。

●Japan400

1613年、イギリスのジェームズ1世王は徳川将軍に親書とプレゼントを贈り、江戸幕府は見返りとして贈答品とご朱印状を渡し、イギリスは平戸に商館を開設、東印度会社を通して正式に日本との交易を開始した。Japan400はイギリス人有志を中心に実行委員会を結成、日英交易400年の歴史を祝う目的で、全英で400の行事開催を目指している。

1月31日からロンドンのサドラーーズ・ウェルズ劇場で始まった日英合作の演劇
2面下段に続く

日本クラブ

NIPPON CLUB : 2nd Floor, Samuel House, 6 St. Albans Street, London SW1Y 4SQ, UK
Tel: 020-7930-2004 Fax: 020-7930-2123 http://www.nipponclub.co.uk

発行：日本クラブ広報委員会 委員長：岸本 邦彦（時事通信）編集：KATO MEDIA デザイン＆印刷：a Concept Ltd

今年は参議院議員選挙の年 — 今すぐ登録を

在英國日本大使館 領事 五十嵐 敏明

国政選挙の際に行われる在外公館投票は、最近では2010年の第22回参議院議員選挙、2012年の第46回衆議院議員選挙に伴い実施され、前者では、856名、後者では、646名の在外選挙人登録を済ませられた方が、投票に来られました。

しかし、いずれの選挙においても、投票のための在外選挙人登録申請が遅れたため、残念ながら選挙人証の発行が間に合わず、投票できなかつた方がいらっしゃいました。登録申請から、選挙人証を受領するまでには、以下1のような手順で行われ2ヶ月程度の日数がかかりますので、本年夏に予定されている参議院議員選挙において在外公館投票を行うには、今のうちに登録手続きをしておくことが肝心です。

なお、申請のための条件、必要書類等は以下2～4のとおりです。

1. 選挙人証受領までの手順

- (1) 登録申請手続きを最寄りの在外公館（英国内であれば、在英國日本大使館、または在エдинバラ日本國総領事館となりますが、在住地によって申請先は異なります）で行っていただきます。
- (2) 在外公館は受け付けた申請書を外務本省経由、国内にある申請者の最終住所地（または本籍地）の市区町村選挙管理委員会に送付します。
- (3) 各市区町村選挙管理委員会が申請書に基づき、在外選挙人名簿への登録を行い、在外選挙人証を発行し、外務本省経由、在外公館へ送付してきます。
- (4) 送付された在外選挙人証を、在外公館から申請者の方へお渡しします。

2. 在外選挙人名簿登録申請の条件

満20歳以上の日本国籍者で、在外公館管轄区域内に継続して3ヶ月以上お住まいの方（もしくは予定の方）。

3. 在外選挙人名簿登録地

- (1) 平成6年(1994年)4月30日以前に日本を出国し、その後日本国内に住民登録をされていない方 → 本籍地

(2) 平成6年(1994年)5月1日以降に日本を出国した方 → 最終住所地

(3) 日本国で出生し、一度も日本国内に住民登録をされていない方 → 本籍地

4. 在外選挙人名簿登録に必要な書類

- (1) 在外選挙人名簿登録申請書
(在外公館窓口で入手できますが、在外公館ホームページからもダウンロード可能です)
- (2) 旅券、運転免許証等の本人確認書類
- (3) 在外公館の管轄区域内に居住していることを確認できる書類
①引き続き3ヶ月以上居住されている方：
住宅賃貸借契約書、住所・名前が確認できる公共料金の支払い明細等。但し、在留届を在外公館へ3ヶ月以上前に提出済みの場合は不要です。
②申請時における居住期間が3ヶ月未満の方：
申請時の住所を確認できる書類

【注意】

①日本国内の最終住所地の市区町村へ転出届を未提出の方は、国内の選挙人名簿に登録されているため在外選挙人名簿への登録を行うことはできません。（転出届は、代理の方が行うことも可能です）

②一時帰国などで、国内の市区町村役場で住民票の転入手続きをした場合は、自動的に在外選挙人名簿から抹消されます。

再度英国へ戻られた場合は、新規に登録申請して頂く必要があります。

なお、古い在外選挙人証は、選挙管理委員会に返納する必要があります。

※在外選挙登録申請等の詳細については、当館ホームページをご覧下さい。

(<http://www.uk.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/senkyo.html>)

1面より続く

「家康と接針」公演をはじめ、1613年に日本へ勅使帆船「クローブ号」を送りだしたシティーのスキナーズ・ギルド所有のスキナーズ・ホールで行われたレセプション（2月5日）等、すでにたくさんの行事が行われている。

当時日本に滞在、サムライとなったウイリアム・アダムズ（三浦接針）の出身地ケントのジリンガムでは9月14日から22日まで接針祭を開催する。日本の姉妹

都市である伊東市や横須賀市からゲストが参加する。



大英博物館では10月に日本の「春画展」が開催される。また、大英図書館ではウイリアム・アダムズの書簡やその他の貴重な資料が公開され、ロンドン塔では将軍がジェームズ王に送った鎧が展示される。

その他、セミナー、シンポジウム、文化交流行事等、盛りだくさんの行事が企画されている。www.japan400.com

※「びつぐべん」では各号で主な行事を紹介していきます。